



# 島根県報

平成19年5月18日(金)

号外第76号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

(建築住宅課)

## 告

## 示

### 島根県告示第447号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 中間検査を行う区域 県内全域(松江市及び出雲市の区域を除く。)
- 2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から平成22年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 木造の建築物のうち、新築の一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。)で、延べ面積が100平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)による融資を利用して建築されるもの
  - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定により、登録住宅性能評価機関において建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受けて建築されるもの
  - (3) 財団法人住宅保証機構における住宅性能保証制度を利用して建築されるもの
- 4 指定する特定工程 構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事
- 5 指定する特定工程後の工程 内装工事及び壁の外装工事
- 6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。
  - (1) 法第18条第2項の規定の適用を受ける建築物
  - (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
  - (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

